

2026年5月11日

半田市議会議員 様



保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

2024年4月の内閣府令により、4・5歳児の保育士配置基準が30対1から25対1へ76年ぶりに改定され、それに対応する加算措置が設けられました。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改定され、2028年4月からはようやく完全実施となります。しかし、4・5歳児については、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられています。2025年7月1日時点の配置改善の状況等を調査したことも家庭庁のまとめでは、配置改善の実施状況は3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率と高水準でほぼ変わらず、4・5歳児についても早急に完全実施し、施設や地域による格差をなくすべきです。

2025年度からは、先延ばしにされていた1歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされました。しかし、取得のためには複数の要件があり、こども家庭庁の調査では2025年7月1日時点で1歳児5対1の配置を行っている施設が87.7%にも関わらず、加算を取得している施設は47.1%にとどまっています。特に「平均勤続年数10年以上」を満たしている施設は50.6%であり、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾がある要件です。現在の基準では一人ひとりを大切にしたい保育ができないという現場の声は切実であり、保育士の定着にも大きく影響しています。1歳児についても3・4・5歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正と、そのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められます。日本の保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れています。世界水準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

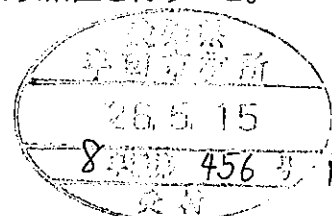
保育士確保困難であるのは事実ですが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにあります。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのです。保育士の賃金については、いまだ全産業平均と比べて5万円近く低い状況です。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっています。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務です。

2025年4月からは改正育児・介護休業法が施行され、子の看護等休暇の拡充、10月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」も義務化されました。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではありません。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要です。両立支援を実効性あるものとするためにも、子どもが病気の際など安心して休暇を取得し、時短勤務を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。



以上

## 【意見書案⑥】国宛

### 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書(案)

2024年4月の内閣府令により、4・5歳児の保育士配置基準が30対1から25対1へ76年ぶりに改定され、それに対応する加算措置が設けられた。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改定され、2028年4月からはようやく完全実施となる。しかし、4・5歳児については、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられている。2025年7月1日時点の配置改善の状況等を調査したこども家庭庁のまとめでは、配置改善の実施状況は、3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率と高水準でほぼ変わらない。4・5歳児についても早急に完全実施し、施設や地域による格差をなくすべきである。

2025年度からは、先延ばしにされていた1歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされた。しかし、取得のためには複数の要件があり、こども家庭庁の調査では2025年7月1日時点で1歳児5対1の配置を行っている施設が87.7%にも関わらず、加算を取得している施設は47.1%にとどまっている。特に「平均勤続年数10年以上」の要件を満たしている施設は50.6%であり、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾がある。現在の基準では一人ひとりを大切にしたい保育ができないという現場の声は切実であり、保育士の定着にも大きく影響している。1歳児についても3・4・5歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正と、そのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められる。日本の保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れている。世界水準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保が困難であるのは事実であるが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにある。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題がある。保育士の賃金については、いまだ全産業平均と比べて5万円近く低い状況である。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっている。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務である。

2025年4月からは改正育児・介護休業法が施行され、子の看護等休暇の拡充、10月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」も義務化された。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではない。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要である。両立支援を実効性あるものとするためにも、子どもが病気の際などに安心して休暇を取得し、時短勤務を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

#### 記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛  
こども政策担当大臣  
厚生労働大臣  
こども家庭庁長官

〇〇〇議会  
議長